

第3章 ごみ処理の基本方針

1 基本方針

(1) “もったいない”の心で、循環型のまちづくりを進めます。

“もったいない”の心で「使い捨て型」の生活様式から脱却し、ごみの減量と資源のリサイクルを基調とする「循環型」のまちづくりを進め、効率的で環境負荷の小さいごみ処理システムの構築に努めます。

ごみの発生をできる限り抑制（Reduce：リデュース）し、それでも発生するものは、ごみとして出す前に“もったいない”の心で再使用（Reuse：リユース）を考え、どうしても排出しなければならないものは再生利用（Recycle：リサイクル）する3Rの実践に努めます。そのうえで、出されたごみは適正に処理し、処理場の延命を図るとともに環境負荷の軽減を図ります。

(2) 市民、事業者、市の協働でごみの減量と資源物のリサイクルを推進します。

市民、事業者、市がそれぞれの役割を分担しながら、ごみの減量と資源物のリサイクルを推進するため、取り組みを進めます。

- ① 市民は、ごみの減量に努めるとともに、限りある資源物をリサイクルするよう、市の分別収集に協力します。
- ② 事業者は、排出者責任を十分自覚してごみの減量に努めるとともに、限りある資源物のリサイクルを進めるとともに、そのうえで発生したごみは自らの責任で適正に処理します。
- ③ 市は、“もったいない気持ち”の醸成に努めるとともに、市民や事業者のごみの発生と排出の抑制、再使用、再利用が円滑に行われるよう、市民と事業者と協働して循環型社会形成に向けた仕組みづくりを進めます。

この取り組みにあたっては、長岡市の「長岡市総合計画」や「長岡市環境基本計画」との整合性を図っていきます。

2 基本計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10ヵ年とし、計画の進行を管理するため、次の3段階に分けて目標を設定して達成を目指します。

ただし、諸条件等に大きな変動があった場合は、内容を見直します。

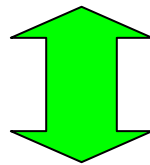
進捗の段階	各段階の期間
第1段階	平成18年度～平成20年度（3年間）
第2段階	平成21年度～平成23年度（3年間）
第3段階	平成24年度～平成27年度（4年間）

3 重点施策と達成目標

【重点施策】

- ◎ 平成20年4月から市全域の「ごみの分け方と出し方」を統一
- ◎ 古紙類、プラスチック容器包装材等の資源化の徹底
- ◎ 生ごみ、枝葉・草などの自家処理の普及・浸透
- ◎ バイオマス技術活用による生ごみの資源化の推進
- ◎ 「3R」の浸透と一人ひとりのライフスタイルの見直し
- ◎ 事業所におけるごみの減量とリサイクルの推進

「ごみの減量とリサイクル」



「ごみ改革」の推進

【達成目標】（基準＝平成17年度実績）

- ◎ 平成18年度から平成27年度までの10年間で、市民1人1日当たりのごみと資源物の排出量を **6%減量**（1,097g ⇒ 1,036g）
そのうち処分するごみを **31%減量**（895g ⇒ 622g）
- ◎ リサイクル率は **40%達成**（22% ⇒ 40%）

4 ごみの減量とリサイクルの目標値

(1) ごみと資源物の排出目標 (添付資料「ごみと資源物の排出目標算定の考え方」参照)

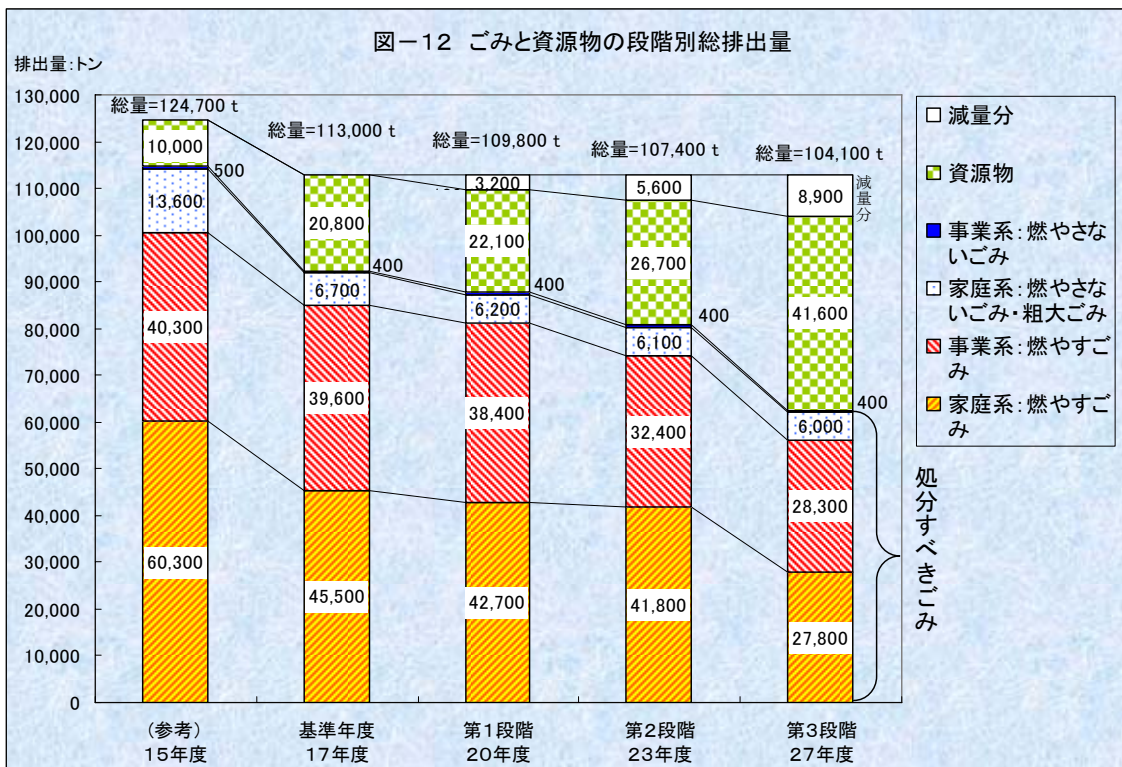
		(参考) 15年度	基準年度 17年度	第1段階 20年度	第2段階 23年度	第3段階 27年度
総排出量		124,700	113,000	109,800	107,400	104,100
(対基準年度増減)		(+11,700) 10%	(±0) 0%	(△3,200) -3%	(△5,600) -5%	(△8,900) -8%
排出量	燃やすごみ	100,600	85,100	81,100	74,200	56,100
	燃やさないごみ・粗大ごみ	14,100	7,100	6,600	6,500	6,400
	資源物	10,000	20,800	22,100	26,700	41,600
処分するごみの量(資源物を除く)		114,700	92,200	87,700	80,700	62,500
(対基準年度増減)		(+22,500) 24%	(±0) 0%	(△4,500) -5%	(△11,500) -12%	(△29,700) -32%
人口(単位:人)		284,436	282,214	282,037	279,757	275,314

※ 人口は、長岡市総合計画基本構想検討資料から引用したもの。また、排出量は、人口の減少を加味したもの。

市民 1人1日あたりの平均排出量

【単位: g】

		(参考) 15年度	基準年度 17年度	第1段階 20年度	第2段階 23年度	第3段階 27年度
家庭系 + 事業系	処分すべきごみの量	1,105	895	852	790	622
		23%	0%	-5%	-12%	-31%
	資源物の量	96	202	215	261	414
		-52%	0%	6%	29%	105%
ごみと資源物の総量		1,201	1,097	1,067	1,052	1,036
		10%	0%	-3%	-4%	-6%



(2) リサイクル率の目標

リサイクル率は、「ごみ改革」の適用範囲の市全域への拡大、紙ごみやプラスチック容器包装材の分別の徹底、資源集団回収の活性化のほか、バイオマス技術を活用した生ごみの新たな資源化などの施策を考慮し、次のとおり目標値を設定します。

	(参考) 15年度	基準年度 17年度	第1段階 20年度	第2段階 23年度	第3段階 27年度
リサイクル率	11%	22%	23%	27%	40%

※ 平成15年度のリサイクル率は、長岡地域のリサイクル率

5 市民、事業者、市の役割 **(ごみを減らすために必要なこと = 3Rの実践)**

循環型のまちづくりを進めるため、市民、事業者、市の三者が一体となって積極的な取り組みを展開します。

(1) 市民の役割

市民は、ごみの排出者であるという自覚を持ち、「もったいない」気持ちで自らの生活様式を見直し、ごみの排出量を減らし、再使用、再生利用に努めましょう。また、ごみ問題に関心・理解を深め、循環型社会のまちづくりに進んで参加・協力しましょう。

ア 品物を買うとき

- 本当に買う必要があるかどうか、もう一度考える。
- 必要なものを必要な量だけ買う。
 - ・ 食べ物は食べる量だけ買う。
 - ・ 量り売りの店を利用する。
 - ・ 「大安売り」や「安いもの」に惑わされない。
- 繰り返し使えるもの、耐久性に優れたものを選ぶ。
- 簡易な包装の品物を選ぶ。(包装を簡易にするよう販売店に求める。)
- マイバッグ(買い物袋)を持参する。(できるだけレジ袋をもらわない。)
- 環境に配慮している企業の製品を選択する。
- できるだけリサイクル商品などグリーン購入対応商品を選択する。
- 環境に配慮した活動をしているごみ減量リサイクル協力店を利用する。

イ 不要なものが出たとき

- 「もったいない」「まだ使える」「何か利用できないか」もう一度考える。
 - ・ 最後まで徹底的に使う。

- ・ 修理すれば使えるものは、修理して使う。
- ・ 親戚や知人などに使ってもらえないか考える。
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップを活用する。
- ・ 販売店、メーカーに下取りに出す。
- できるだけ自家処理を心掛ける。
 - ・ 生ごみは、電動生ごみ処理機やたい肥化容器を活用して自家処理する。
 - ・ 枝葉・草等は、できるだけ身近な大地に還す。(最も環境負荷が少ない。)
- 生ごみは水分をよく切る。(かさ重量の減、焼却エネルギーの節約)
- 町内会や子ども会の集団回収に協力する。
- 民間企業のリサイクル事業を活用する。(リターナブルびん、牛乳パック等)
- 分け方・出し方のルールを守って排出する。(「混ぜればごみ、分ければ資源」)
 - ・ 紙ごみの分別(再資源化)の徹底
 - ・ プラスチック容器包装材の洗浄、再資源化の徹底

ウ ごみ問題への取り組み

- 「もったいない」気持ちで、ものを大切に使う。
- 市や市民団体等が行うごみ減量リサイクル活動に積極的に参加する。
- 自主的なリサイクル活動を積極的に行う。

(2) 事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法に基づき、事業活動によって発生したごみを自らの責任で適正に処理するだけでなく、分別を徹底し、リサイクルに努めなければなりません。そして、ごみ問題に対する関心・理解を深め、循環型社会の構築に向けた事業に積極的に参加・協力しましょう。

ア 製造・販売するとき

- ごみになりにくい、リサイクルや処分がしやすい商品を製造・販売する。
- 繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品等の開発・生産・販売に努める。
- 原料や製造工程の工夫により生産過程に発生するごみの減量に努める。
- 環境に負荷をかける商品はできるだけ製造、販売しない。
- 包装や梱包の簡素化に努める。
- 製品を永く利用できるよう修理体制を整備する。
- 原材料にできるだけリサイクル資源を利用する。
- 製品の製造、販売、流通の各段階において環境負荷の低減に努める。

イ 廃棄物を排出するとき

- 自らの責任で適正に自家処理する。
- 資源のリサイクルに努める。

- 適正な保管場所、排出場所、処理・処分先を確保する。
- 産業廃棄物と一般廃棄物の区分を厳守する。
- 市のごみ排出・受け入れ基準を遵守する。
- ごみステーションを利用する場合は、市の分け方・出し方を遵守する。

ウ 廃棄物問題への取り組み姿勢

- 事業者としてごみ処理に関する責務を十分理解し、自らの責任においてごみの減量リサイクルに努めるとともに、適正な処理・処分を行う。
- 法令を遵守するとともに法令に基づく適正な負担と役割を担う。
- ごみの分別とリサイクルの指針を策定し事業所全体で環境問題に取り組む。
- 市民とともに事業者が取り組むごみ減量リサイクルの重要性を理解し、市や関係団体が行うごみ減量リサイクル事業に積極的に協力する。
- ごみ減量・リサイクル協力店に加入して、牛乳パックやトレイの自主回収を行うなど、環境問題で地域に貢献する。

(3) 市の役割

市は、市民や事業者のごみの発生・排出の抑制、再使用、再生利用に向けた活動が円滑に行われるよう、循環型社会形成に向けた仕組みづくりに積極的に取り組みます。

ア ごみの発生・排出の抑制

- 市民、事業者、市の協力体制づくりを行う。
- 市民、事業者に対する情報提供や啓発活動を強化する。
- ごみ処理施設の見学会を開催する。
- 児童・生徒等への環境教育を推進する。
- ごみの減量やリサイクルに取り組む市民の活動を支援する。
- 新たな資源回収ルートを整備推進を図る。
- 国・県に対し、一層わかりやすく合理的な循環型社会構築のための取り組みを要請する。
- 不法投棄への厳格な対応と未然防止への取り組みを行う。

イ ごみの分け方・出し方

- ごみの分け方・出し方の指導を繰返して徹底を図る。
- 効率的かつ安定的な収集体制を整備する。
- 事業系ごみの処理料金体系を見直し整備する。
- 多量にごみを排出する事業所に対して、指導や情報提供を行う。

ウ ごみの処理・処分

- ごみ関連施設を計画的かつ適正に運営管理していく。

- 適正な最終処分の実施と計画的な施設の確保を進める。
- 中間処理施設や最終処分場の環境保全と周辺の環境整備に努める。
- 資源化技術や先進技術に関する研究を進める。

エ 排出者としての取り組み

市役所自らごみの減量やリサイクルに率先して取り組みます。

商品を購入する前に、価格や品質だけでなく、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入するグリーン購入を進めるほか、学校給食や保育所から発生する調理残さ等のリサイクルを進め、市役所全体のごみの減量を図ります。

オ 環境教育・啓発活動

ごみの減量やリサイクルについて、市民の中にも環境意識に大きな温度差があります。このため、市は市民とともにごみを出さない「循環型社会」をつくるため、多様な環境教育、啓発活動を進めます。

(ア) 「ごみ情報誌」、「市政だより」など広報活動を充実させます

ごみの減量やごみの出し方などごみ関連の情報を的確に市民に伝えるため、ごみ情報誌や市政だよりで市民周知を図ります。ごみの情報を市民全体に伝えるには、市役所のいろいろな場面でごみの情報を伝えることが重要です。ごみの減量が良好な環境づくりにつながることを宣伝し、環境思想の向上を図っていきます。

(イ) 「ごみの説明会」を積極的に開催します。

町内会や老人会などの要請を受け、ごみの説明会を開催しています。ごみの減量と資源のリサイクルを推し進めていくためには、日常の宣伝が重要です。ごみの減量効果や実績を踏まえ、引き続き市民センターで定期的な説明会を開催するほか、必要に応じて随時説明会を開催します。

(ウ) ごみ関連施設の見学会を開催します。

家庭から出されたごみが、どこに行って、どのように処理され、どうなっていくのかなど、ごみの収集から処理・処分の工程を市民に理解していただくため、処理施設の見学会を実施します。

6 リサイクルの推進策

(1) リサイクル方針

市は、国の動向と歩調を合わせ、できるだけリサイクル品目を拡大していきます。また、新エネルギービジョンに基づいて、平成23年度を目途にバイオマス技術を活

用した生ごみのガス化、発電などの事業を開始し、最終処分場の延命化を図ります。

(2) 自家処理によるリサイクルの推奨と支援

家庭から出る生ごみには電動生ごみ処理機やたい肥化容器を活用し、枝葉・草は身近な庭や家庭菜園で大地に還すなどの自家処理を推奨していきます。このため、生ごみ処理機器の設置補助金制度の普及を図るとともに、ごみの減量やリサイクルに率先して取り組む市民の活動を支援していきます。

(3) 集団回収への支援と民間ルート活用の推奨

子ども会や老人会、町内会が自主的に行う資源集団回収活動の一層の充実を図ります。また、リターナブルびんの紹介に努め流通の拡大を図るとともに、事業者が行っている牛乳パックやトレイの回収などの取り組みを市民に紹介するなど、民間ルートを有効に活用した合理的なリサイクルの推進に努めます。

(4) リサイクル品の購入方針

ア 市民や事業所に対して、グリーン購入法の主旨を周知するとともに、エコマーク製品やグリーンマーク製品の購入の推奨に努めます。

イ 市民や事業者のリサイクル商品の購入を促進するため、ごみ情報誌やホームページ、ながおか環境まつりなどの機会を捉えて、リサイクル品の宣伝をするとともに、リサイクルマップ等により、ごみの減量・リサイクル協力店の紹介と拡大を図ります。

7 収集・処理の方法

ごみの分別区分、収集回数、収集方法は、平成16年10月からごみの減量対策を実施して成果をあげてきた長岡・越路・三島地域の方法を基本として、平成20年4月から統一することとします。

ただし、各地域の収集回数や収集方法及び処理方法など具体的な対応については、地域の特性や作業的・経費的な効率性等を考慮し、収集区域割りや配車計画の抜本的な見直しを含めて検討したうえで決定します。

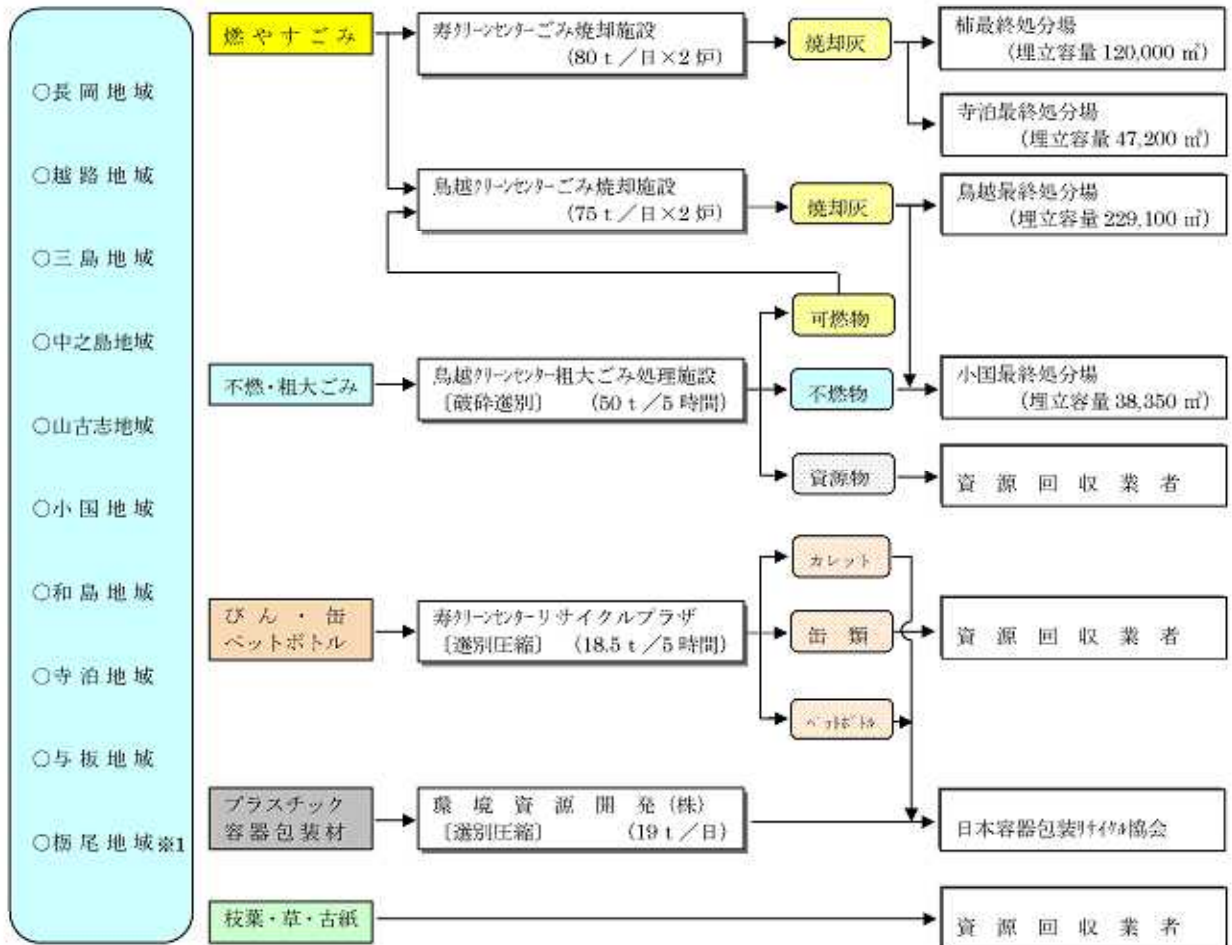
次に、平成20年4月からのごみと資源物の収集・処理の方法、処理処分の基本的な流れを示します。

(1) ごみと資源物の収集・処理の方法 (平成20年4月から)

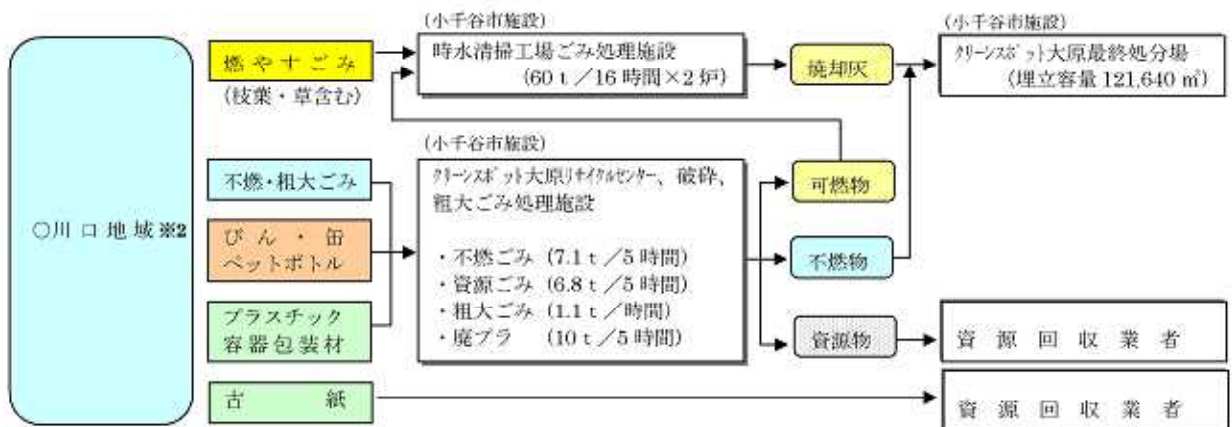
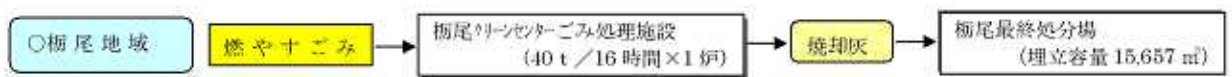
区分	収集頻度	主なもの	出し方	収集場所	処理方法
燃やすごみ	週3回	紙くず、塵芥(生ごみ)、雑繊維類、板類、古布等	燃やすごみの有料指定袋(黄色)に入れて出す	ごみステーション	寿、鳥越、栃尾、中之島の各クリーンセンターで焼却
燃やさないごみ	月2回	ゴム、金属、ガラス、陶磁器、樹脂、合成皮革等、小型家電製品(家電リサイクル法対象商品除く)	燃やさないごみの有料指定袋(青色)に入れて出す	ごみステーション	鳥越、中之島の各クリーンセンターで、破碎、再分別(可燃、金属など)、減容、埋立て
粗大ごみ	事前申込	家具類(机、たんす等)、自転車、小型家電製品(家電リサイクル対象商品除く)、燃やすごみと燃やさないごみの有料指定袋に入らないもの	電話・ファックスにより事前に申し込み、決められた日に指定された額の処理券を貼付して出す	各戸の玄関、アパート入口	鳥越クリーンセンターで、破碎、再分別(可燃、金属など)、減容、埋立て ※ 使えるものは修理して「環境まつり」等で販売
資源物	ペットボトル	○びん(1升びん・ビールびん、栄養ドリンクなどのびん) ○缶(ジュース・ビールなどの飲料用、缶詰、海苔の缶など) ○ペットボトル(飲料、酒・醤油など)	内容物を洗い流して、透明または半透明の袋に入れて出す。	資源物収集ステーション	寿リサイクルプラザで、びんは無色・茶色・その他の3種類、缶はスチール・アルミの2種類、ペットボトルに区分けし、それぞれ圧縮梱包してリサイクルルートへ
	新聞、雑誌、段ボール	○新聞 ○雑誌・チラシ(加工していない紙) ○段ボール	新聞、雑誌・チラシ、段ボールの3種類に区分けして、ひもで縛って出す	資源物収集ステーション	古紙問屋に搬入し、新聞、雑誌・チラシ、段ボールの3種類に区分けして梱包、リサイクルルートへ
	プラスチック容器包装材	「プラマーク」が刻印されているプラスチック容器包装材	内容物を洗い流して、透明または半透明の袋に入れて出す	資源物収集ステーション	中間処理施設に搬入し、選別後、圧縮梱包してリサイクルルートへ
	枝葉・草	剪定した枝や葉、除草した草(製材や加工がしてあるもの、汚れたものは除く) ※長岡地域は週1回、越路・三島・中之島は月2回のステーション収集、その他の6地域は持込み方式	枝葉は、わら縄や麻などのひもで縛って、葉や草は透明または半透明の袋に入れて出す ※1月、2月は収集休止	資源物収集ステーション/回収拠点	処理業者に搬入し、培養土や有機肥料にリサイクル
	危険物(一部資源)	①スプレー缶、カセットボンベ、ライター、乾電池、水銀体温計 ②蛍光管	①透明又は半透明の袋に入れて、「スプレー缶等」と明記して、指定された日に出す ②購入時の空き容器や新聞等に包んで他のごみと混ざったり、破損しないようにして、指定された日に出す	資源物収集ステーション	処理施設に搬入し、手選別・下処理したうえで、缶、燃やさないごみ、有害物として処理

(2) ごみ処理と処分の流れ(平成22年2月10日改正)

■■■■■■■■ 図 13 ごみの処理と処分の流れ(平成22年度から) ■■■■■■■■



※1 栃尾地域の「燃やすごみ」は、栃尾クリーンセンターごみ焼却施設で処理 (下記フローのとおり)



※2 川口地域の「燃やすごみ(枝葉・草含む)」、「不燃・粗大ごみ」、「びん・缶・ペットボトル」、「プラスチック容器包装材」は、小千谷市に事務委託(上記フローのとおり)

8 中間処理施設、最終処分場の整備

中間処理施設や最終処分場の設置にあたっては、関係機関との入念な調整を図りながら整備を進めます。

(1) 中間処理施設の整備

市域全体のびん・缶・ペットボトルを袋一括収集にするためには、リサイクルプラザの設置が必要です。現在のリサイクルプラザの増設等について検討に入ります。

また、既存施設の廃止・統合を行い、処理の効率化と処理経費の節減を図り、併せて老朽化施設の更新の検討に入ります。

(2) 最終処分場の整備

柿最終処分場や鳥越最終処分場、寺泊最終処分場の残余量が少なくなっていることから、引き続き、ごみの減量とリサイクルを進め、最終処分場の延命化を図るとともに、新たな最終処分場の確保を重要な課題として取り組みます。

9 処理困難物の適正処理

(1) 処理困難物の適正処理と啓発

自動車のタイヤ、バッテリー、消火器、農業機械、塗料、農薬など、市の施設で処理できないもの＝“処理困難物”が依然としてごみステーションに排出されています。処理困難物は、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であり最良の方法です。

これらのことを市民や事業者理解してもらうため、ごみカレンダーやごみ情報誌を通じて、具体的な処分方法や引取り先を紹介するなど、積極的な情報提供を行います。

(2) 取扱い業者による回収の普及

取扱い業者による回収が進むよう取扱い業者との協議を進めます。特に農業関係の処理困難物が多く発生しているため、農協関連業者との協議を重ね、適正処理の普及を図ります。

(3) 地域一斉回収の実施

一部の地域では、会場や実施日を定めて処理業者に依頼し、住民が持ち込む処理困難物を有料で回収しています。当分の間は、この方法も取り入れて処理困難物の適正処理の普及を図ります。

10 事業系ごみの処理

事業系ごみの排出量は全体の35%を占めており、ごみの減量を推進していくうえで事業系ごみの減量が重要な課題となっています。今後は、事業者や事業者団体に対して、さらに積極的にごみの減量を要請していきます。

(1) 事業系ごみの減量対策

- ア 事業者向けのごみの減量対策マニュアル（仮称）を作成するとともに、事業者団体等の機関紙や会合の機会を活用して、ごみの減量対策の周知徹底を図ります。
- イ 環境に配慮する、ごみ減量・リサイクル協力店制度の拡充と強化を図ります。
- ウ 大規模事業者に対するごみの減量対策を強化します。

(2) 事業系ごみ処理手数料の改正

事業系ごみ処理手数料を平成20年度から市全域統一料金とし、処理コストに見合った手数料金額に改正します。

11 不法投棄の防止

(1) 長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例の活用

平成16年10月に施行した「長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例」の積極的な活用を図り、市民の参加と協働による美しいまちづくり活動を進めていきます。

また、市内一斉クリーン作戦の展開や環境美化推進員の活動などを通じて、地域の環境美化を進めます。

(2) 不法投棄監視の取り組み

全国市長会が提唱する「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の取り組みや、環境美化重点地区のパトロールなどを行い、不法投棄の監視活動や宣伝の強化を図ります。

12 祝日の収集

ごみの減量と資源物のリサイクルをさらに進めるとともに、市民の要望に応じて行政サービスの向上を図るため、市全域で祝日の収集を実施します。

《ごみの減量と資源物のリサイクルを推進するための施策概要》

主な取り組み		取り組みの具体的な内容
啓発事業	ごみ減量とリサイクル推進の啓発	市民と事業者が取り組む、ごみ減量・リサイクル推進の効果や重要性の啓発に努める。また、増え続ける事業系ごみの減量化を図るため、ごみに関する事業者の責任について周知徹底を図る。
	ごみ読本の作成	ごみと資源物の収集日や分け方、出し方を解説したごみ読本(改訂版)を作成して全戸配布する。
	環境啓発事業の充実	「施設見学会」、「環境まつり」、「出前講座」など啓発事業のいっそうの充実を図る。
減量推進事業	家庭ごみ一部有料化の適用地域の拡大	家庭ごみのいっそうの減量を図るため、平成20年4月から有料化の適用範囲を市全域に拡大する。
	事業系ごみ手数料の改正	事業系ごみの減量化を図るため、原価計算に基づく処理手数料の改正を行う。
	生ごみ処理機器の普及促進	電動生ごみ処理機、たい肥化容器の普及に向けて補助制度の充実と周知に努める。
リサイクル事業	事業系及び家庭系の生ごみの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス技術を活用した生ごみのガス化・発電など生ごみの資源化に取り組む。 ・ 生ごみを資源として活用する地域の特色ある活動を支援する。
	集団回収の奨励	環境教育の観点から、資源回収奨励金交付制度の周知に努めるとともに制度の充実を図る。
	資源物の収集地域の拡大	平成20年4月からプラスチック容器包装材、枝葉・草の収集地域を市全域に拡大するとともに、一部に常設の回収拠点を新設するなど資源回収の充実を図る。
	ごみ減量・リサイクル協力店制度の活用	ごみ情報誌やホームページを活用して、ごみ減量・リサイクル協力店及び制度の周知活用を図る。
	粗大ごみ戸別収集の適用地域の拡大	平成20年4月から市全域に適用地域を拡大し、再生利用可能な粗大ごみの再使用を促進する。
	枝葉・草の収集量と処理経費の低減	身近な大地への還元を推奨し、地域の実情に合った合理的な収集方法を採用する。
環境美化不法投棄防止	環境美化活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境美化推進員制度を活用し、地域住民と協働して環境美化活動を展開する。 ・ 放置自動車の発生の防止条例を活用し、放置車両による環境の悪化を防止する。
	不法投棄監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄を防止するため地域住民と協働で「不法投棄させない・されない環境づくり」に取り組む。 ・ 環境美化重点地域を指定し、パトロールを強化する。 ・ 全国市長会が提唱する「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の活動に参加し、パトロールや宣伝を強化する。
処理施設の統廃合・整備	処理施設の統廃合と新規施設の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現有処理施設の統廃合を進め効率化を図る。 ・ 現有最終処分場の延命を図りながら、新たな最終処分場の建設準備を進める。

ごみと資源物の排出目標算定の考え方ー1

(基準年度＝平成17年度)

1 燃やすごみ (基準年度 排出量 A = 85,100 t)		
◎ 各段階の排出量 ・ 第1段階 A - 4,000 t (第1段階の合計削減量) = 81,100 t ・ 第2段階 A - 10,900 t (第2段階の合計削減量) = 74,200 t ・ 第3段階 A - 29,000 t (第3段階の合計削減量) = 56,100 t ※ 各段階の合計削減量には人口減少に伴う自然減分を含む。		
(1) 家庭系燃やすごみ	段 階	増減量
ア 有料化の実施等に伴う減量 新たに有料化する地域の減量効果(平成20年度は前年比15%減と推定)及び意識高揚に伴う全体的・継続的な減量効果を見込む。	第1段階 第2段階 第3段階	△1,020 △1,200 △1,410
イ 古紙類の分別徹底による減量 既に全域で資源として回収しているが、有料化や意識高揚による紙類の分別徹底に伴う減量を見込む。減量効果は第2段階でピークに達し以降持続するものと見込む。	第1段階 第2段階 第3段階	△70 △80 △80
ウ 生ごみ処理機器の普及による減量 自家処理の浸透に伴う生ごみ処理機器の普及による減量を見込む。(設置世帯数の増加見込み: 第1段階 2,400世帯 第2段階 3,900世帯 第3段階 5,900世帯)	第1段階 第2段階 第3段階	△500 △820 △1,240
エ 分別変更に伴うプラスチックの製品及び容器包装材の減量 ごみの分別変更に伴い、資源物に移行するプラスチック容器包装材、燃やさないごみに移行するプラスチック製品の減を見込む。	第1段階 第2段階 第3段階	△810 △810 △810
オ 分別変更に伴う枝葉・草の資源化による減量 分別収集開始(資源化)に伴う減量を見込む。減量効果は第1段階でピークに達し、その後は自家処理の普及に伴う収集量の減が起こるが、燃やすごみの減量効果は持続するものと見込む。	第1段階 第2段階 第3段階	△420 △420 △420
カ 生ごみバイオマス資源化による減量 生ごみバイオマス活用事業(仮称)による家庭系生ごみの減量を見込む。	第1段階 第2段階 第3段階	±0 ±0 △12,610
(2) 事業系燃やすごみの減量	段 階	増減量
ア 有料化の実施等に伴う減量 生ごみバイオマス活用事業(仮称)による事業系生ごみの減量を見込む。	第1段階 第2段階 第3段階	±0 △4,850 △7,450
イ 啓発活動の強化、処理手数料の改定等に伴う減 事業者へのごみの減量と資源物のリサイクル推進に関する宣伝活動の強化や処理手数料の改定等による減量を見込む。	第1段階 第2段階 第3段階	△1,150 △2,320 △3,870
(3) 人口減少に伴う自然減(補正)	段 階	増減量
基準年度 家庭系排出量(a) = 45,500 t、人口(P) = 282,214人 ・ 第1段階(平成20年度) 30 t ≒ a × (1 - 282,037人 ÷ P) ・ 第2段階(平成23年度) 400 t ≒ a × (1 - 279,757人 ÷ P) ・ 第3段階(平成27年度) 1,110 t ≒ a × (1 - 275,314人 ÷ P)	第1段階 第2段階 第3段階	△30 △400 △1,110

ごみと資源物の排出目標算定の考え方ー2

(基準年度＝平成17年度)

2 燃やさないごみ・粗大ごみ (基準年度 排出量 B = 7,100 t)

◎ 各段階の排出量

- ・ 第1段階 B - 500 t (第1段階の合計削減量) = 6,600 t
- ・ 第2段階 B - 600 t (第2段階の合計削減量) = 6,500 t
- ・ 第3段階 B - 700 t (第3段階の合計削減量) = 6,400 t

※ 各段階の合計削減量には人口減少に伴う自然減分を含む。

(1) 家庭系燃やさないごみの減量	段 階	増減量
ア 有料化の実施等に伴う減量 新たに有料化する地域の減量効果(平成20年度は前年比50%減と推定)及び意識高揚に伴う全体的・継続的な減量効果を見込む。	第1段階	△490
	第2段階	△510
	第3段階	△510
イ プラスチック容器包装材の分別の徹底による減量 無料で収集するプラスチック容器包装材の分別の徹底により、燃やさないごみに混入していた分の減量を見込む。	第1段階	△100
	第2段階	△120
	第3段階	△120
ウ 粗大ごみの減量 有料化、事前申込、戸別収集による粗大ごみの減を見込む。	第1段階	△20
	第2段階	△20
	第3段階	△20
エ 分別変更に伴うプラスチック製品等の増量 一部地域で今まで燃やすごみに区分していたプラスチック製品等が入ってくるための増加分を見込む。	第1段階	+110
	第2段階	+110
	第3段階	+110
(2) 人口減少に伴う自然減(補正)	段 階	増減量
基準年度 家庭系排出量(b) = 6,700 t、人口(P) = 282,214人 ・ 第1段階(平成20年度) 0 t ≒ b × (1 - 282,037人 ÷ P) ・ 第2段階(平成23年度) 60 t ≒ b × (1 - 279,757人 ÷ P) ・ 第3段階(平成27年度) 160 t ≒ b × (1 - 275,314人 ÷ P)	第1段階	±0
	第2段階	△60
	第3段階	△160

ごみと資源物の排出目標算定の考え方－3

(基準年度＝平成17年度)

3 資源物の増量 (基準年度 排出量 C = 20,800 t)

◎ 各段階の排出量

- ・ 第1段階 C + 1,300 t (第1段階の合計増加量) = 22,100 t
- ・ 第2段階 C + 5,900 t (第2段階の合計増加量) = 26,700 t
- ・ 第3段階 C + 20,800 t (第3段階の合計増加量) = 41,600 t

※ 各段階の合計増加量には人口減少に伴う自然減分を含む。

	段 階	増減量
(1) びん・缶・ペットボトル びん・缶・ペットボトルの分別収集は、既に全域で実施しており、大幅に増加する要素は見受けられない。意識高揚による増加分を見込む。	第1段階	10
	第2段階	10
	第3段階	±0
(2) プラスチック容器包装材 分別区分の統一に伴い新たに資源物として収集する地域の増加分のほか、今まで燃やさないごみとして出されたものを洗浄するなど意識高揚に伴う分別の徹底による増加を見込む。	段 階	増減量
	第1段階	800
	第2段階	840
	第3段階	880
(3) 古紙類 新聞、段ボールの増分は見込めないが、今まで燃やすごみに混入していたチラシや紙箱などの分別徹底による増分を見込む。	段 階	増減量
	第1段階	70
	第2段階	80
	第3段階	30
(4) 枝葉・草 新たに資源として収集する地域から排出される増加分と自家処理の推奨・普及に伴う減分を見込む。	段 階	増減量
	第1段階	420
	第2段階	120
	第3段階	△170
(5) 生ごみ (バイオマス活用) バイオマス活用事業 (仮称) による事業系及び家庭系の生ごみの資源化予定量を見込む。	段 階	増減量
	第1段階	±0
	第2段階	4,850
	第3段階	20,060